資料３　要綱等（公費解体）

平成２８年熊本地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱

制定　平成２８年　６月１３日　市長決裁
改正　平成２９年　３月３１日　市長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、平成２８年熊本地震により熊本市内において損壊した被災建築物及び被災工作物等（以下「被災家屋等」という。）を当該物件所有者の申請に応じ、災害廃棄物として解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）することにより、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　被災建築物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２２条の規定により平成２８年熊本地震により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものとして、次のいずれかに該当する家屋、事業所等をいう。

ア　り災証明書（市長が発行するものをいう。以下同じ。）の被害状況が、全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けたもの

イ　アに掲げるもののほか、倒壊による危険防止のためやむを得ず取り壊す必要があると市長が認めるもの

(2)　被災工作物等　損壊した工作物、がれき等で、早急に解体及び撤去をしなければ人的又は物的被害を引き起こすおそれがある又は生活環境保全上の支障を及ぼすと思料されるもの

(3)　残置物　この要綱の規定により解体を要する被災家屋等から、やむを得ない理由により搬出できないために残置されたもの

（解体及び撤去の対象物）

第３条　この要綱に基づく解体及び撤去の対象は、被災家屋等及び残置物とする。

２　前項の被災家屋等の基礎部分については、地上部分及びそれに相当する部分（地上部分の解体と一体的に解体が行われるものに限る。）のうち、次に掲げるものを解体及び撤去の対象とする。

(1)　戸建住宅については、３階建て以下の戸建て住宅の基礎部分に限る。

(2)　戸建住宅以外の建築物については、２階建てかつ高さ１０メートル以下の建築物の基礎部分に限る。

３　前２項の規定にかかわらず、庭木、庭石の類等（作業上撤去が必要なものを除く。）並びに地下埋設物及び地下構造物（ブロック塀の基礎部分を含む。）の解体及び撤去は行わない。

４　改修工事等に伴う被災家屋等の一部解体は行わない。

（申請者）

第４条　被災家屋等及び残置物の解体及び撤去の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、平成２８年４月１６日時点において熊本市内に被災家屋等を所有する者（自然人及び法人。ただし、法人においては中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者又はこれに準じる公益法人等に限る。）とする。ただし、申請者が平成２８年４月１６日以降に死亡した場合等やむを得ない事由により所有権が移転した場合については、この限りではない。

（申請）

第５条　被災家屋等及び残置物の解体及び撤去を希望する者は、別に定める依頼書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)　別表第１に掲げる書類

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の申請の受付期間は、平成２８年６月２２日から平成２９年３月３１日までの間とする。

３　前項の規定にかかわらず、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成７年３月２４日法律第４３号）の規定に基づく特別措置の適用対象となる区分所有建物及び市長がやむを得ない事情により特に必要と認める建物に係る第１項の申請の受付期間の終期は、平成２９年１０月４日とする。この場合においては、第１項各号に掲げる書類のほか、その事実を証する書類を添付するものとする。

（審査）

第６条　市長は、前条第１項の申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る解体及び撤去の実施を決定したときは、別に定める決定通知書を当該申請者に発行するものとする。

２　市長は前項の審査の結果、解体及び撤去の実施が不適当と決定したときは、別に定める不決定通知書を当該申請者に発行するものとする。

（解体及び撤去の費用）

第７条　前条の決定に基づき実施した解体及び撤去に係る費用は、第１条の目的を達成するために市長が必要と認める範囲で、市が負担する。

（遵守事項）

第８条　被災家屋等及び残置物の解体及び撤去に際し、第６条第１項の規定による決定を受けた申請者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1)　被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。ただし、この要綱により解体及び撤去を要する被災家屋等から、やむを得ない理由により搬出できない場合については、この限りでない。

(2)　被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及びそれに伴う諸手続は、申請者がそれぞれの供給事業者に対し必要な手続を解体及び撤去の実施前までに完了すること。

(3)　他者の所有に係る災害廃棄物を一緒に廃棄しないこと。

(4)　虚偽の申請を行わないこと。

(5)　被災家屋等及び残置物の解体及び撤去の実施に当たり、隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、隣接地の所有者からの同意を得ること。

(6)　被災家屋等及び残置物の解体及び撤去の実施については、事前に近隣への周知を行うこと。

(7)　被災家屋等及び残置物の解体及び撤去に伴う各種手続については、申請者が行うこと。

２　市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げるもののほか、必要な条件を付すことができる。

（申請取下）

第９条　申請者が、やむを得ない理由により解体及び撤去の申請を取り下げる場合は、別に定める依頼取下書を解体及び撤去の実施日の前日までに市長に提出しなければならない。

２　市長は、解体及び撤去の実施の決定後に前項に規定する依頼取下書が提出されたときは、別に定める不決定通知書を当該申請者に発行するものとする。

（完了通知）

第１０条　市長は、被災家屋等及び残置物の解体及び撤去を実施したときは、被災家屋等の申請者に対し、別に定める完了通知書を発行するものとする。

（様式）

第１１条　第５条から前条までの実施に必要な様式は、別に定める。

（雑則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（平成２８年　６月１３日制定）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２８年　６月１３日から適用する。

別表第１（第５条関係）

申請者	書類	その他の要件
申請者全員	り災証明書	空き家等により、り災証明書が発行されない場合については、不要。
	本人確認できる免許証、保険証等の身分証明書	
	被災家屋等の登記事項（家屋）全部事項証明書	未登記の場合は、固定資産証明書を提出すること。 申請時点においてその交付の日から３月以内のものに限る。
	被災家屋等の現況写真	被災家屋等の全景が写ったもの（解体及び撤去する対象が特定できるもの）
	申請者の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日から３月以内のものに限る。
代理人が申請手続を行う場合	委任状	別に定める様式による。
	委任者の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日から３月以内のものに限る。
共有者（相続手続中の者を含む。）の代表者が申請手続を行う場合	共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書	別に定める様式による。
	共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日から３月以内のものに限る。
賃貸物件の所有者が申請手続を行う場合	賃借人全員の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書	別に定める様式による。
所有権が差し押さえられている被災家屋等の所有者が申請手続を行う場合	差し押さえている債権者全員（本市を除く。）の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書	別に定める様式による。
分譲マンションの所有者が申請手続を行う場合	マンション建替決議又はマンション建物取壊し決議の議決書等	
法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続を行う場合	商業・法人登記簿謄本	申請時点においてその交付の日から３月以内のものに限る。
所有者が死亡し、相続人が申請手続を行う場合であって、相続人間で協議を行い解体及び撤去する建物の相続人が決定している場合	遺産分割協議書	解体及び撤去する被災家屋等の相続人が明らかになっているもの。
	相続人全員分の印鑑登録証明書	遺産分割協議書に押印している相続人全員分。
	所有者が死亡していることが分かる書類	除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
	相続人全員分の戸籍謄本	遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。
所有者が死亡し、相続人が申請手続を行う場合であって、相続の協議が完了していないが、被災家屋等の解体及び撤去について相続人全員が同意している場合	等の解体・撤去に関する同意書	
	相続人全員の印鑑登録証明書	相続人全員分。
	所有者が死亡していることが分かる書類	除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
	相続人全員分の戸籍謄本	同意書を提出している者が、相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は、不要とする。

備考　書類は、原則として平成２８年４月１６日以降に発行された原本を提出するものとする。

平成28年度被災家屋等解体・撤去単価表（家屋等解体費・基礎解体費・家屋等運搬費）

構造		家屋等解体費	基礎解体費		家屋等運搬費（往復）																												
					2km	4km	6km	8km	10km	12km	14km	16km	18km	20km	22km	24km	26km	28km	30km	32km	34km	36km	38km	40km	42km	44km	46km	48km	50km	52km	54km	56km	58km	60km
木造（円/㎡）	機械併用	7,862	1,035	2t	524	815	1,107	1,399	1,690	1,982	2,273	2,565	2,856	3,148	3,439	3,731	4,022	4,314	4,605	4,897	5,189	5,480	5,773	6,063	6,356	6,647	6,939	7,230	7,522	7,813	8,105	8,397	8,688	8,980
				4t	397	619	840	1,062	1,283	1,505	1,726	1,948	2,168	2,390	2,611	2,833	3,055	3,276	3,498	3,719	3,941	4,161	4,383	4,604	4,826	5,047	5,269	5,491	5,712	5,934	6,154	6,376	6,597	6,819
	手こわし	9,548		10t	250	391	531	670	810	951	1,090	1,230	1,370	1,509	1,650	1,790	1,929	2,070	2,209	2,349	2,489	2,628	2,769	2,909	3,048	3,188	3,329	3,468	3,608	3,749	3,888	4,028	4,168	4,307
鉄骨造（円/㎡）	軽量鉄骨	6,813		2t	988	1,539	2,089	2,639	3,191	3,741	4,292	4,842	5,392	5,943	6,493	7,044	7,594	8,144	8,695	9,245	9,796	10,347	10,898	11,447	11,998	12,549	13,099	13,650	14,199	14,750	15,301	15,851	16,402	16,951
				4t	688	1,071	1,454	1,838	2,220	2,604	2,988	3,371	3,755	4,138	4,520	4,905	5,288	5,671	6,055	6,437	6,820	7,204	7,586	7,970	8,354	8,737	9,120	9,504	9,886	10,270	10,654	11,037	11,421	11,804
	重量鉄骨	9,572	2,970	10t	382	596	809	1,023	1,235	1,451	1,663	1,877	2,090	2,304	2,516	2,731	2,944	3,158	3,371	3,585	3,797	4,012	4,225	4,439	4,651	4,866	5,078	5,293	5,505	5,720	5,933	6,147	6,360	6,572
鉄筋コンクリート造（円/㎡）		12,247		2t	1,664	2,588	3,513	4,437	5,362	6,287	7,211	8,136	9,060	9,986	10,911	11,835	12,760	13,685	14,609	15,534	16,458	17,383	18,308	19,232	20,157	21,081	22,006	22,932	23,856	24,781	25,705	26,630	27,555	28,479
				4t	1,217	1,894	2,571	3,248	3,924	4,602	5,278	5,955	6,632	7,309	7,986	8,662	9,340	10,016	10,693	11,370	12,047	12,723	13,400	14,078	14,754	15,431	16,108	16,785	17,461	18,138	18,816	19,492	20,169	20,846
				10t	671	1,044	1,417	1,790	2,164	2,536	2,910	3,283	3,655	4,029	4,402	4,775	5,148	5,522	5,894	6,268	6,641	7,015	7,387	7,761	8,133	8,507	8,880	9,254	9,626	10,000	10,373	10,746	11,119	11,493

平成28年度被災家屋等解体・撤去単価表（基礎運搬費）

構造			基礎運搬費（往復）																													
			2km	4km	6km	8km	10km	12km	14km	16km	18km	20km	22km	24km	26km	28km	30km	32km	34km	36km	38km	40km	42km	44km	46km	48km	50km	52km	54km	56km	58km	60km
木造（円/㎥）		2 t	267	417	565	715	864	1,013	1,162	1,312	1,461	1,610	1,759	1,909	2,057	2,206	2,356	2,504	2,654	2,803	2,952	3,101	3,251	3,400	3,548	3,698	3,847	3,996	4,145	4,295	4,443	4,593
		4 t	195	304	414	523	632	741	851	960	1,069	1,178	1,288	1,397	1,506	1,615	1,723	1,833	1,942	2,051	2,160	2,270	2,379	2,488	2,597	2,707	2,816	2,925	3,034	3,144	3,253	3,361
		10 t	108	167	227	288	348	408	469	529	588	649	709	769	830	890	949	1,010	1,070	1,130	1,191	1,251	1,312	1,371	1,431	1,492	1,552	1,612	1,673	1,733	1,792	1,853
鉄骨造（円/㎥）	軽量鉄骨	2 t	木造と同じ																													
		4 t																														
	重量鉄骨	10 t	鉄筋コンクリートと同じ																													
鉄筋コンクリート造（円/㎥）		2 t	399	622	844	1,066	1,289	1,511	1,733	1,955	2,178	2,400	2,622	2,845	3,067	3,289	3,510	3,734	3,956	4,177	4,401	4,623	4,844	5,066	5,290	5,511	5,733	5,957	6,178	6,400	6,622	6,845
		4 t	292	455	617	780	943	1,106	1,268	1,431	1,593	1,757	1,919	2,081	2,244	2,406	2,570	2,732	2,895	3,057	3,221	3,383	3,546	3,708	3,872	4,034	4,197	4,359	4,522	4,685	4,848	5,010
		10 t	161	250	340	430	519	609	699	788	878	968	1,058	1,147	1,237	1,327	1,416	1,506	1,596	1,685	1,775	1,865	1,955	2,044	2,134	2,224	2,313	2,403	2,493	2,582	2,672	2,762

平成29年度被災家屋等解体・撤去単価表（家屋等解体費・基礎解体費・家屋等運搬費）

種類	構造			家屋等解体費	基礎解体費		家屋等運搬費（往復距離）																											
							2ｋｍ	4ｋｍ	6ｋｍ	8ｋｍ	10ｋｍ	12ｋｍ	14ｋｍ	16ｋｍ	18ｋｍ	20ｋｍ	22ｋｍ	24ｋｍ	26ｋｍ	28ｋｍ	30ｋｍ	32ｋｍ	34ｋｍ	36ｋｍ	38ｋｍ	40ｋｍ	42ｋｍ	44ｋｍ	46ｋｍ	48ｋｍ	50ｋｍ	52ｋｍ	54ｋｍ	56ｋｍ	58ｋｍ	60ｋｍ
建物	木造（円/㎡）	機械併用		7,862	［機械解用］1,035 ［木造手解体］5,861	2ｔ	524	815	1,107	1,399	1,690	1,982	2,273	2,565	2,856	3,148	3,439	3,731	4,022	4,314	4,605	4,897	5,189	5,480	5,773	6,063	6,356	6,647	6,939	7,230	7,522	7,813	8,105	8,397	8,688	8,980
						4ｔ	397	619	840	1,062	1,283	1,505	1,726	1,948	2,168	2,390	2,611	2,833	3,055	3,276	3,498	3,719	3,941	4,161	4,383	4,604	4,826	5,047	5,269	5,491	5,712	5,934	6,154	6,376	6,597	6,819
		手こわし		9,548		10ｔ	250	391	531	670	810	951	1,090	1,230	1,370	1,509	1,650	1,790	1,929	2,070	2,209	2,349	2,489	2,628	2,769	2,909	3,048	3,188	3,329	3,468	3,608	3,749	3,888	4,028	4,168	4,307
	鉄骨造（円/㎡）	軽量鉄骨	機械併用	6,813		2ｔ	988	1,539	2,089	2,639	3,191	3,741	4,292	4,842	5,392	5,943	6,493	7,044	7,594	8,144	8,695	9,245	9,796	10,347	10,898	11,447	11,998	12,549	13,099	13,650	14,199	14,750	15,301	15,851	16,402	16,951
			手こわし	9,221		4ｔ	688	1,071	1,454	1,838	2,220	2,604	2,988	3,371	3,755	4,138	4,520	4,905	5,288	5,671	6,055	6,437	6,820	7,204	7,586	7,970	8,354	8,737	9,120	9,504	9,886	10,270	10,654	11,037	11,421	11,804
		重量鉄骨	機械併用	9,572	2,970	10ｔ	382	596	809	1,023	1,235	1,451	1,663	1,877	2,090	2,304	2,516	2,731	2,944	3,158	3,371	3,585	3,797	4,012	4,225	4,439	4,651	4,866	5,078	5,293	5,505	5,720	5,933	6,147	6,360	6,572
			手こわし	12,899																																
	鉄筋コンクリート造（円/㎡）			12,247		2ｔ	1,664	2,588	3,513	4,437	5,362	6,287	7,211	8,136	9,060	9,986	10,911	11,835	12,760	13,685	14,609	15,534	16,458	17,383	18,308	19,232	20,157	21,081	22,006	22,932	23,856	24,781	25,705	26,630	27,555	28,479
						4ｔ	1,217	1,894	2,571	3,248	3,924	4,602	5,278	5,955	6,632	7,309	7,986	8,662	9,340	10,016	10,693	11,370	12,047	12,723	13,400	14,078	14,754	15,431	16,108	16,785	17,461	18,138	18,816	19,492	20,169	20,846
						10ｔ	671	1,044	1,417	1,790	2,164	2,536	2,910	3,283	3,655	4,029	4,402	4,775	5,148	5,522	5,894	6,268	6,641	7,015	7,387	7,761	8,133	8,507	8,880	9,254	9,626	10,000	10,373	10,746	11,119	11,493
附帯物	倒壊塀撤去費（円/㎡）	機械		24,236		2ｔ	1,999	3,111	4,222	5,333	6,445	7,556	8,668	9,779	10,891	12,002	13,113	14,225	15,336	16,448	17,559	18,671	19,782	20,893	22,005	23,116	24,228	25,339	26,451	27,562	28,674	29,785	30,895	32,007	33,118	34,230
						4ｔ	1,463	2,277	3,091	3,904	4,717	5,531	6,344	7,158	7,971	8,786	9,599	10,412	11,226	12,039	12,853	13,666	14,479	15,293	16,106	16,921	17,734	18,547	19,361	20,174	20,988	21,801	22,614	23,428	24,242	25,056
		人力		37,891		10ｔ	807	1,255	1,704	2,152	2,601	3,049	3,498	3,946	4,395	4,843	5,292	5,740	6,189	6,637	7,086	7,534	7,983	8,431	8,880	9,328	9,777	10,225	10,674	11,122	11,571	12,019	12,468	12,916	13,365	13,813
その他	家具移動費（円/住戸）			18,600																																
	アスベスト事前調査費（円/日（8H））			35,300																																
	交通誘導警備（円/日（8H））	誘導員Ａ		12,800																																
		誘導員Ｂ		11,000																																
	ＪＲ近接工事（円/日（8H））	在来線	工事管理者	34,600																																
			列車見張員	18,400																																
			重機誘導員	18,400																																
		新幹線	工事管理者	35,900																																
			列車見張員	18,400																																
			重機誘導員	18,400																																

平成29年度被災家屋等解体・撤去単価表（基礎運搬費）

種類	構造			基礎運搬費(往復距離)																												
				2ｋｍ	4ｋｍ	6ｋｍ	8ｋｍ	10ｋｍ	12ｋｍ	14ｋｍ	16ｋｍ	18ｋｍ	20ｋｍ	22ｋｍ	24ｋｍ	26ｋｍ	28ｋｍ	30ｋｍ	32ｋｍ	34ｋｍ	36ｋｍ	38ｋｍ	40ｋｍ	42ｋｍ	44ｋｍ	46ｋｍ	48ｋｍ	50ｋｍ	52ｋｍ	54ｋｍ	56ｋｍ	58ｋｍ	60ｋｍ
建物	木造 (円/㎡)		2ｔ	267	417	565	715	864	1,013	1,162	1,312	1,461	1,610	1,759	1,909	2,057	2,206	2,356	2,504	2,654	2,803	2,952	3,101	3,251	3,400	3,548	3,698	3,847	3,996	4,145	4,295	4,443	4,593
			4ｔ	195	304	414	523	632	741	851	960	1,069	1,178	1,288	1,397	1,506	1,615	1,723	1,833	1,942	2,051	2,160	2,270	2,379	2,488	2,597	2,707	2,816	2,925	3,034	3,144	3,253	3,361
			10ｔ	108	167	227	288	348	408	469	529	588	649	709	769	830	890	949	1,010	1,070	1,130	1,191	1,251	1,312	1,371	1,431	1,492	1,552	1,612	1,673	1,733	1,792	1,853
	鉄骨造 (円/㎡)	軽量鉄骨	2ｔ	木造と同じ																												
			4ｔ																													
		重量鉄骨	10ｔ	鉄筋コンクリートと同じ																												
	鉄筋コンクリート造 (円/㎡)		2ｔ	399	622	844	1,066	1,289	1,511	1,733	1,955	2,178	2,400	2,622	2,845	3,067	3,289	3,510	3,734	3,956	4,177	4,401	4,623	4,844	5,066	5,290	5,511	5,733	5,957	6,178	6,400	6,622	6,845
			4ｔ	292	455	617	780	943	1,106	1,268	1,431	1,593	1,757	1,919	2,081	2,244	2,406	2,570	2,732	2,895	3,057	3,221	3,383	3,546	3,708	3,872	4,034	4,197	4,359	4,522	4,685	4,848	5,010
			10ｔ	161	250	340	430	519	609	699	788	878	968	1,058	1,147	1,237	1,327	1,416	1,506	1,596	1,685	1,775	1,865	1,955	2,044	2,134	2,224	2,313	2,403	2,493	2,582	2,672	2,762
附帯物	倒壊塀撤去費 (円/㎡)																																
	家具移動費 (円/住戸)																																
	アスベスト 事前調査費 (円/日(８Ｈ))																																
	交通誘導警備 (円/日(８Ｈ))																																
	ＪＲ近接工事 (円/日(８Ｈ))																																

平成２８年熊本地震に係る被災家屋等の解体及び撤去を既に自費で実施した者への費用償還に関する要綱

制定　平成２８年　６月１３日　市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、平成２８年熊本地震により熊本市内において損壊した被災建築物及び被災工作物等（以下「被災家屋等」という。）を、熊本市（以下「市」という。）に代わって自らの費用負担によって解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下「自費解体・撤去」という。）を行うことで生活環境保全上の支障を除去した者に対して、民法第７０２条に基づき、自費解体・撤去に要した費用の償還（以下単に「償還」という。）をする上で必要な事項を定めるものとする。

（償還の対象）

第２条　償還の対象となる被災家屋等の解体及び撤去は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　り災証明書（市長が発行するものをいう。以下同じ。）の被害状況が、全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けた家屋、事業所等の自費解体・撤去であって、当該自費解体・撤去に係る所有者又はその委任を受けた者（以下「所有者等」という。）と解体及び撤去を行う者（以下「解体業者等」という。）の契約が平成２８年６月２１日までに締結されたもの

(2)　早急に解体及び撤去をしなければ人的及び物的被害を引き起こすおそれがある又は生活環境保全上の支障を及ぼすと思料される損壊した工作物及びがれき等の自費解体・撤去であって、当該自費解体・撤去に係る所有者等と解体業者等の契約が平成２８年６月２１日までに締結されたもの

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（解体及び撤去の対象）

第３条　前条各号に規定する解体及び撤去における被災家屋等の基礎部分については、地上部分及びそれに相当する部分（地上部分の解体と一体的に解体が行われるものに限る。）のうち、次に掲げるものを解体及び撤去の対象とする。

(1)　戸建住宅については、３階建て以下の戸建て住宅の基礎部分に限る。

(2)　戸建住宅以外の建築物については、２階建てかつ高さ１０メートル以下の建築物の基礎部分に限る。

２　前項の規定にかかわらず、庭木、庭石の類等（作業上撤去が必要なものを除く。）並びに地下埋設物及び地下構造物（ブロック塀の基礎部分を含む。）の解体及び撤去については、償還の対象としない。

３　改修工事等に伴う被災家屋等の一部解体は、償還対象としないものとする。

（対象者）

第４条　償還を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、平成２８年４月１６日時点において熊本市内に被災家屋等を有し、第２条各号のいずれかに該当する解体及び撤去を行った者又は第三者の所有する被災家屋等の解体及び撤去を、倒壊等による危険の回避のため解体業者等に依頼した者（自然人及び法人。ただし、法人においては中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者又はこれに準じる公益法人等に限る。）とする。

（償還の額）

第５条　償還の額は、第２条各号に規定する解体及び撤去に要した費用のうち、別に定める基準の範囲内で、償還の対象とするべき項目の金額の合計と、市が当該基準に基づき積算した金額の合計のいずれか安価な金額を上限として償還するものとする。

（申請手続）

第６条　償還を希望する者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)　別表第１に掲げる書類

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の申請の受付期間は、平成２８年６月２２日から平成２８年１２月２８日までの間とする。ただし、前項第１号及び２号に掲げる書類のうち、やむを得ない事情により提出できない書類がある場合については、この限りではない。

（審査等）

第７条　市長は、前条第１項の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る償還を決定したときは、別に定める交付決定通知書を当該申請者に発行するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、償還が不適当と決定したときは、別に定める不交付決定通知書を当該申請者に発行するものとする。

３　市長は、申請書類の内容について疑義がある場合その他必要と認める場合には、現地調査その他必要な調査を行うものとする。

（償還金の交付請求等）

第８条　前条第１項の規定により、償還の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書の発行日から起算して３０日を経過する日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1)　償還金交付請求委任兼口座振込依頼書

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の請求があり、償還金の交付が適当と認められる場合は、交付決定者に対し交付確定通知書を発行するとともに、償還金を交付するものとする。

（償還決定の取消等）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に対し、償還の決定の一部又は全部を取り消すとともに、既に交付されたものについては返還を命ずるものとする。

(1)　この要綱の規定に違反したとき。

(2)　虚偽の申請又は不正な手段によって不当に償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

（様式）

第１０条　第６条から前条までの実施に必要な様式は、別に定める。

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則（平成２８年　６月１３日制定）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２８年　６月１３日から適用する。

別表第１（第６条関係）

申請者	書類	その他の要件
申請者全員	り災証明書	空き家等により、り災証明書が発行されない場合については、不要。
	本人確認できる免許証、保険証等の身分証明書	
	固定資産証明書	非課税の場合は、被災家屋等の登記事項（家屋）全部事項証明書を提出すること。 申請時点においてその交付の日から３月以内のものに限る。
	被災家屋等の写真	解体前・解体中・解体後の写真 被災家屋等の全景が写ったもの（解体及び撤去した対象が特定できるもの。）
	申請者の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日から３月以内のものに限る。
	見積書、契約書（内訳書）	契約金額の内訳が分かるもの。 平成２８年６月２１日までに契約されていることがわかるもの。
	領収証	解体工事に係る支払いが完了していることが確認できるもの。
	マニフェスト伝票、計量伝票	仮置き場、扇田環境センター、東部及び西部環境工場に搬入した場合は、計量伝票 それ以外に搬入した場合は、マニフェスト伝票
代理人が申請手続を行う場合	委任状	別に定める様式による。
	委任者の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日から３月以内のものに限る。
共有者（相続手続中の者を含む。）の代表者が申請手続を行う場合	共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の自費解体・撤去に係る償還申請に係る同意書	別に定める様式による。
	共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日から３月以内のものに限る。
法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続を行う場合	商業・法人登記簿謄本	申請時点においてその交付の日から３月以内のものに限る。
所有者が死亡し、相続人が申請手続を行う場合であって、相続人間で協議を行い解体及び撤去した被災家屋等の相続人が決定している場合	相続人全員分の印鑑登録証明書	遺産分割協議書に押印している相続人全員分。
	所有者が死亡していることが分かる書類	除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
	相続人全員分の戸籍謄本	遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。
所有者が死亡し、相続人が申請手続を行う場合であって、相続の協議が完了していないが、自費解体・撤去に係る償還申請について相続人全員が同意している場合	相続人全員（申請者を除く。）の自費解体・撤去に係る償還申請に係る同意書	別に定める様式による。
	相続人全員の印鑑登録証明書	相続人全員分。 申請時点においてその交付の日から３月以内のものに限る。
	所有者が死亡していることが分かる書類	除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
	相続人全員分の戸籍謄本	同意書を提出している者が、相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は、不要とする。

備考　書類は、原則として平成２８年４月１６日以降に発行された原本を提出するものとする。

自費解体・撤去に係る単価表（家屋等解体費・基礎解体費・家屋等運搬費）

種類	構造		家屋等解体費	基礎解体費		家屋等運搬費（往復）																												
						2km	4km	6km	8km	10km	12km	14km	16km	18km	20km	22km	24km	26km	28km	30km	32km	34km	36km	38km	40km	42km	44km	46km	48km	50km	52km	54km	56km	58km	60km
建物	木造（円/㎥）	機械併用	7,862	1,035	2 t	524	815	1,107	1,399	1,690	1,982	2,273	2,565	2,856	3,148	3,439	3,731	4,022	4,314	4,605	4,897	5,189	5,480	5,773	6,063	6,356	6,647	6,939	7,230	7,522	7,813	8,105	8,397	8,688	8,980
					4 t	397	619	840	1,062	1,283	1,505	1,726	1,948	2,168	2,390	2,611	2,833	3,055	3,276	3,498	3,719	3,941	4,161	4,383	4,604	4,826	5,047	5,269	5,491	5,712	5,934	6,154	6,376	6,597	6,819
		手こわし	9,548		10 t	250	391	531	670	810	951	1,090	1,230	1,370	1,509	1,650	1,790	1,929	2,070	2,209	2,349	2,489	2,628	2,769	2,909	3,048	3,188	3,329	3,468	3,608	3,749	3,888	4,028	4,168	4,307
	鉄骨造（円/㎥）	軽量鉄骨	6,813		2 t	988	1,539	2,089	2,639	3,191	3,741	4,292	4,842	5,392	5,943	6,493	7,044	7,594	8,144	8,695	9,245	9,796	10,347	10,898	11,447	11,998	12,549	13,099	13,650	14,199	14,750	15,301	15,851	16,402	16,951
					4 t	688	1,071	1,454	1,838	2,220	2,604	2,988	3,371	3,755	4,138	4,520	4,905	5,288	5,671	6,055	6,437	6,820	7,204	7,586	7,970	8,354	8,737	9,120	9,504	9,886	10,270	10,654	11,037	11,421	11,804
		重量鉄骨	9,572	2,970	10 t	382	596	809	1,023	1,235	1,451	1,663	1,877	2,090	2,304	2,516	2,731	2,944	3,158	3,371	3,585	3,797	4,012	4,225	4,439	4,651	4,866	5,078	5,293	5,505	5,720	5,933	6,147	6,360	6,572
	鉄筋コンクリート造（円/㎥）		12,247		2 t	1,664	2,588	3,513	4,437	5,362	6,287	7,211	8,136	9,060	9,986	10,911	11,835	12,760	13,685	14,609	15,534	16,458	17,383	18,308	19,232	20,157	21,081	22,006	22,932	23,856	24,781	25,705	26,630	27,555	28,479
					4 t	1,217	1,894	2,571	3,248	3,924	4,602	5,278	5,955	6,632	7,309	7,986	8,662	9,340	10,016	10,693	11,370	12,047	12,723	13,400	14,078	14,754	15,431	16,108	16,785	17,461	18,138	18,816	19,492	20,169	20,846
					10 t	671	1,044	1,417	1,790	2,164	2,536	2,910	3,283	3,655	4,029	4,402	4,775	5,148	5,522	5,894	6,268	6,641	7,015	7,387	7,761	8,133	8,507	8,880	9,254	9,626	10,000	10,373	10,746	11,119	11,493
附帯物	倒壊塀撤去費（円/㎥）	機械併用	23,109		2 t	1,999	3,111	4,222	5,333	6,445	7,556	8,668	9,779	10,891	12,002	13,113	14,225	15,336	16,448	17,559	18,671	19,782	20,893	22,005	23,116	24,228	25,339	26,451	27,562	28,674	29,785	30,895	32,007	33,118	34,230
					4 t	1,463	2,277	3,091	3,904	4,717	5,531	6,344	7,158	7,971	8,786	9,599	10,412	11,226	12,039	12,853	13,666	14,479	15,293	16,106	16,921	17,734	18,547	19,361	20,174	20,988	21,801	22,614	23,428	24,242	25,056
		人力	36,151		10 t	807	1,255	1,704	2,152	2,601	3,049	3,498	3,946	4,395	4,843	5,292	5,740	6,189	6,637	7,086	7,534	7,983	8,431	8,880	9,328	9,777	10,225	10,674	11,122	11,571	12,019	12,468	12,916	13,365	13,813
	家具移動費（円/住戸）		18,200																																
	アスベスト事前調査費（円/日（8H））		35,300																																

自費解体・撤去に係る単価表（基礎運搬費）

種類	構造			基礎運搬費（往復）																												
				2km	4km	6km	8km	10km	12km	14km	16km	18km	20km	22km	24km	26km	28km	30km	32km	34km	36km	38km	40km	42km	44km	46km	48km	50km	52km	54km	56km	58km	60km
建物	木造（円/㎡）		2 t	267	417	565	715	864	1,013	1,162	1,312	1,461	1,610	1,759	1,909	2,057	2,206	2,356	2,504	2,654	2,803	2,952	3,101	3,251	3,400	3,548	3,698	3,847	3,996	4,145	4,295	4,443	4,593
			4 t	195	304	414	523	632	741	851	960	1,069	1,178	1,288	1,397	1,506	1,615	1,723	1,833	1,942	2,051	2,160	2,270	2,379	2,488	2,597	2,707	2,816	2,925	3,034	3,144	3,253	3,361
			10 t	108	167	227	288	348	408	469	529	588	649	709	769	830	890	949	1,010	1,070	1,130	1,191	1,251	1,312	1,371	1,431	1,492	1,552	1,612	1,673	1,733	1,792	1,853
	鉄骨造（円/㎡）	軽量鉄骨	2 t	木造と同じ																													
			4 t																														
		重量鉄骨	10 t	鉄筋コンクリートと同じ																													
	鉄筋コンクリート造（円/㎡）		2 t	399	622	844	1,066	1,289	1,511	1,733	1,955	2,178	2,400	2,622	2,845	3,067	3,289	3,510	3,734	3,956	4,177	4,401	4,623	4,844	5,066	5,290	5,511	5,733	5,957	6,178	6,400	6,622	6,845
			4 t	292	455	617	780	943	1,106	1,268	1,431	1,593	1,757	1,919	2,081	2,244	2,406	2,570	2,732	2,895	3,057	3,221	3,383	3,546	3,708	3,872	4,034	4,197	4,359	4,522	4,685	4,848	5,010
			10 t	161	250	340	430	519	609	699	788	878	968	1,058	1,147	1,237	1,327	1,416	1,506	1,596	1,685	1,775	1,865	1,955	2,044	2,134	2,224	2,313	2,403	2,493	2,582	2,672	2,762
附帯物	倒壊塀撤去費（円/㎡）																																
	家具移動費（円/住戸）																																
	アスベスト事前調査費（円/日（８H））																																

別表１（処分単価）

品目	単価
木くず	１８，０００円／トン
コンクリートがら	１，５００円／トン
金属くず	０円／トン
瓦類	４，６００円／トン
混合廃棄物	３０，０００円／トン